

# 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

## 第12回理事会議事次第（案）

平成25年5月28日（火）14:00～16:00

場所：沖縄県庁4階第4会議室

### 1 議 事

#### （1）理事会について（資料1）

- ①役員確認
- ②理事会運営要項とメーリングリスト評決細則の確認

#### （2）事務局からの報告（資料2）

- ①寄付金申込について
- ②会計報告
- ③平成25年度事務委託について

#### （3）役員からの提案事項（資料3）

- ①役員の定数と選出について
- ②平成25年度事業計画について

#### （4）第6回総会について（資料4）

- ①総会の日程
- ②総会の議案
  - 第1号議案：平成24年度活動報告
  - 第2号議案：平成24年度収支決算報告
  - 第3号議案：平成25年度事業計画（案）
  - 第4号議案：平成25年度収支予算（案）
  - 第5号議案：規約の改正？
  - 第6号議案：その他

#### （5）平成25年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業（資料5）

- ①各種要領と要綱
- ②平成25年度助成事業スケジュール
- ③審査会メンバー

#### （6）その他（資料6）

- ①交流会について

資料1：理事会について（理事会運営要項とメーリングリスト評決細則）

資料2：事務局からの報告

資料3：役員からの提案事項

資料4：第6回総会について

資料5：平成25年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援事業助成事業

資料6：その他

## 役員名簿

役職	名前	出欠
会長	中野 義勝	
副会長	西平 守孝	
理事	泡瀬干潟を守る連絡会 桑江 直哉	
	エコガイドカフェ 猪澤也斗志	
	沖縄エコツーリズム推進協議会	
	沖縄県漁業協同組合連合会 賀数 基和	
	沖縄県自然保護課	
	沖縄県ダイビング安全対策協議会 案納昭則	
	梶原 健次	
	環境省那覇自然環境事務所 小口陽介	
	木村 匡	委任状
	後藤 亜樹	
	コーラルクエスト 岡地 賢	委任状
	桜井 国俊	委任状
	沖縄リーフチェック研究会 安部 真理子	委任状
	NPO 法人グローイングコーラル 上原 直	
	渡嘉敷ダイビング協会 平田 春吉	
	中谷 誠治	委任状
	藤田 喜久	
	宮古島マリンリゾート協同組合	
	八重山サンゴ礁保全協議会 吉田 稔	
	WWF ジャパン 権田 雅之	
監査役	沖縄県衛生環境研究所 金城 孝一	
	上里 幸秀	

○：出席 ×：欠席

## 理事会について

### ①役員確認

次第の役員名簿で役員を確認。第5回総会の規約の変更に伴い、会長が事務局長を任命できることになっているが、現在任命されていない。

### ②理事会運営要項とメーリングリスト評決細則の確認

#### 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱

##### (目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という）規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。

##### (議決)

第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外に別に定める細則により、メーリングリストでの議決を可能とする。

##### (理事会の議決事項)

第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に本協議会の運営に必要と思われる事項について、議決することができる。

##### (補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

##### 附則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

##### 附則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

#### 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。

第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。

2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。

3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。

4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。

第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。

第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。

第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の3/5以上の賛成を持って可決とする。ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決を必要とする。第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。

第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。

第8条 事情によりMLの閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。

第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

附則

この細則は平成23年12月19日から施行する。

## (1) 事務局からの報告

## ①株式会社ルミネ 荻窪店からの寄付について（進捗状況）

「ルミネ荻窪ゴールデンウィークイベント 2013 フェスタ沖縄」にて「沖縄のサンゴ礁を守ろう！」をテーマに募金活動を展開。

募金箱に協議会の名称を記載したいとのことで、会長専決にて名義使用を後援として許可。

その後、募金で得られた寄付金の受け入れに関しては企画委員会、理事会メーリングリストで承認。16,574の寄付金の申し込みをいただいた。

## ②会計報告

	一般会計	サウジアラムコ基金	total
前年度繰越金	934,423	10,477,433	11,411,856
収入	122,563	57,443	180,006
支出	589,192	2,012,473	2,601,665
口座の移動	1,000,000	-1,000,000	-
次年度繰越金	1,467,794	7,522,403	8,990,197

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金	total
1) 寄付	100,000	0	100,000
2) 助成金	22,427	-	22,427
3) その他	0	55,870	55,870
4) 預金利息	136	1,573	1,709
5) 口座の移動	1,000,000	0	-
	<b>収入合計</b>		<b>180,006</b>

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金	total
1) 活動費	26,552	4,410	30,962
2) 会議費	0	-	-
3) 旅費	146,900	-	146,900
4) 通信費	10,200	-	10,200
5) 雑費	2,340	-	2,340
6) 委託費	403,200	-	403,200
7) 協賛金	0	-	-
8) 助成金	0	2,008,063	2,008,063
9) 口座の移動	0	1,000,000	-
	<b>支出合計</b>		<b>2,601,665</b>

- ・収入及び支出の「口座の移動」は、実質的な収入・支出ではないので、最終的な合計には加算していない。
- ・第4回総会で、サウジアラムコからの寄付金を特別会計としてはどうかという意見があったが、事務局の運営費やサウジアラムコ以外からの寄付金の受け皿として活用したいため、一般会計とすることが了承されている。会計報告では、資金の流れが明確になる

ように、サウジアラムコからの寄付については、「サウジアラムコ基金」として、分けて記載している。

・収入詳細

- 1) 寄付：民主党サンゴの党から寄付
- 2) 助成金：アジェンダ 21 助成金
- 3) その他：牧野さん助成金返還

・支出詳細

- 1) 活動費：イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料
- 3) 旅費：理事会、審査会旅費
- 4) 通信費：会員への資料送付、イメージ展賞品送付
- 5) 雑費：アラムコ祝電、残高証明
- 6) 委託費：沖縄県環境科学センターへの事務委託費
- 8) 助成金：
  - 助成金内訳

平成 23 年度助成事業

	助成額	概算払	精算払い	合計
NPO法人読山原	400,000	200,000	158,063	358,063
NPO法人海洋情報技術センター	400,000	-	400,000	400,000
ニライ地区のサンゴを見守る会	600,000	300,000		
牧野さん	500,000	250,000	-55,870	194,130

「NPO 法人読山原」、「ニライ地区のサンゴを見守る会」の概算払は平成 23 年度に支払い。

平成 24 年度助成事業

	助成額	概算払	精算払い	合計
NPO法人 マングローブEEクラブ	700,000			
NPO法人 海の自然史研究所	800,000	400,000		
NPO法人INO	800,000	800,000		

平成 25 年度支出予定

ニライ地区のサンゴを見守る会	300,000
NPO法人 マングローブEEクラブ	700,000
NPO法人 海の自然史研究所	400,000
合計	1,400,000

### ③平成 25 年度平成 25 年度の事務委託費について

平成 24 年度のサウジアラムコ基金にかかる助成金事業等の運営は、沖縄県環境科学センターへ委託し実施してきた。今年度は事務局作業を含め、実績がある沖縄県環境科学センターへの委託を検討したい。

委託の内容：協議会事務局作業補助、助成事業に関する事務、会計事務、HP の維持管理

委託金額：403,200 円

# 御見積書

平成25年5月25日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 中野 義勝 様

件名：平成25年度事務費

合計金額：¥403,200-（消費税を含む）

下記のとおり見積もり致しますので、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚720番地  
一般財団法人 沖縄県環境科学センター  
代表理事 福村 圭介

TEL:098-875-1941

FAX:098-875-1943

項目	単価 (円)	数量	金額 (円)	摘要
1. 直接人件費				
・ 理事会等庶務	20,000	7	140,000	1名 × 7日
・ 会計庶務	20,000	7	140,000	1名 × 7日
・ ホームページ管理	20,000	3	60,000	1名 × 3日
2. 直接経費				
・ 資料印刷費	10,000	1	10,000	
小計			350,000	
3. 諸経費(10%)			34,000	直接人件費 × 0.1
小計			384,000	
調整金額				
税額			19,200	
合計(消費税含む)			403,200	



## 役員からの提案事項

## 【提案事項 1】

## ① 役員の数と選出について

現在、役員は全て選挙によって選出されている。今後の協議会運営の充実のために、以下の通り変更したい。

	現行	変更案
会長	会員の中から互選により選出	会員の中から互選により選出 or 役員選挙として、役員の最多得票の者を会長とする？
副会長	会員の中から互選により選出	会員の中から会長が任命
理事	会員の中から互選により選出	18名は会員の中から互選により選出。 2名は会員の中から会長が任命
監査役	会員の中から互選により選出	会員の中から会長が任命
事務局長	会員の中から会長が任命	会員の中から会長が任命

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約

### 第1章 総則

#### (設置)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

#### (名称)

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

#### (対象区域)

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

### 第2章 目的及び活動

#### (目的)

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

#### (活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 構成と会員

#### (入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

#### (権利の停止)

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

- 2 協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合いう。

#### (退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

#### (除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

#### (会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

### 第4章 役員等

#### (役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- |     |       |
|-----|-------|
| 会長  | 1名    |
| 副会長 | 1名    |
| 理事  | 20名以内 |
| 監査役 | 2名    |

#### (役員を選任)

第12条 役員は、会員の中から互選により選出する。

**(役員任期)**

第13条 役員任期は2年を基本とする。但し、平成20年6月28日に選出される役員任期については、次回の総会までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、他の役員残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

**(役員職務)**

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

**第5章 総会、理事会、委員会等**

**(総会)**

第15条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の5分の3以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

**(総会の議決事項)**

第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約及び規則の制定または変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

**(総会の議決方法)**

第17条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各1票の議決権を有する。但し、前条第5号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。
- 5 総会の成立要件である会員の過半数とは、会員の総数から、第7条第2項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

**(理事会)**

第18条 理事会は、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

- 3 理事会の議事は、出席した理事の5分の3以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

#### (理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事。
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他会長が必要と認める事項

#### (委員会)

第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

#### (委員会の運営等)

第21条 委員会は会員の有志により構成される。

- 2 委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。

#### (委員会の解散)

第22条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

#### (公開)

第23条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

## 第6章 運営事務局

### (運営事務局)

第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を以下の通り設置する。

- (1) 平成20年6月28日から平成21年3月31日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。
  - (2) 上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。
- 2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に

努め、適正に管理する。

**(運営事務局の所掌事務)**

第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会及び第 20 条の委員会の議事・進行に関する事項
- (2) その他協議会が付託する事項

**第 7 章 補足**

**(経費)**

第 26 条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

**(寄付金等)**

第 27 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第 15 条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

**(会計年度)**

第 28 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**(運営細則)**

第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 15 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

**(残余財産の帰属)**

第 30 条 この協議会が解散したときに残存する財産は、定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

**附則**

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 12 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則

第1条 本細則は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第11条、12条、13条、14条に基づき、役員を選出に関する手続を定める。

第2条 本細則の役員とは、規約第11条に定める役職に就く者をいう。

第3条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。

- 2 選挙管理委員会は5名以内の選挙管理委員で構成し、理事会によって会員の中から選出する。

第4条 選挙管理委員は次の事業を行う。

選挙の公示。

立候補者の受付と発表。

投票および開票に関する事務。

当選の確認と発表。

その他選挙管理に必要な事項。

第5条 役員は、規約第12条に定めるところにより、会員の中から選出される。

第6条 会員は役員選挙に際し、立候補者となることができる。団体として会員となっている場合は、団体を立候補者と見なし、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか1名が立候補者となることができる。立候補者は自薦・他薦を問わない。自薦の場合は立候補者名を、また他薦の場合は推薦候補者名と推薦者名を、候補者の承諾書とともに選挙管理委員会に所定の期間内に届け出なければならない。選挙管理委員会は立候補者名を明示した投票用紙を作成する。

第7条 立候補者以外の会員も被選挙権をもつ。団体として会員となっている場合は、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか1名が被選挙権を持つ。

第8条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の22日前に在籍する会員によって選出する。ただし、当該選挙資格が、投票期間の最終日において、会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

第9条 会長の選出は次の方法による。

会長の選挙は、会員の単記無記名投票によって行う。

会長の当選者は、最多得票の者とする。

最多得票の者が複数の時は抽選による。

第 10 条 副会長の選出は次の方法による。

副会長の選挙は、会員の単記無記名投票によって行う。

副会長の当選者は、最多得票の者とする。

最多票の者が複数の時は抽選による。

第 11 条 理事の選出は次の方法による。

理事の選挙は、会員の連記無記名投票によって行う。

理事の定数は規約第 11 条に基づき会員数に応じて、理事会において決定される。

理事の当選者は、得票数の多い順にその定数だけ決定する。

同じ得票の当選該当者が複数の場合は、抽選による。

第 12 条 監査役の選出は次の方法による。

監査役の選挙は、会員の連記無記名投票によって行う。

監査役の当選者は、得票数の多い順にその定数だけ決定する。

同じ得票の当選該当者が複数の場合は、抽選による。

第 13 条 複数の役員に当選した場合には、会長、副会長、監査役、理事の順で優先される。

第 14 条 第 13 条の場合、もしくは役員選挙に当選したものが役員を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

第 15 条 役員に欠員が生じた場合は、次点の者を順次繰り上げ当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。

2 役員に欠員とは、退会、死亡および本人から会長宛辞任申し出があり、総会で承認された場合をいう。

第 16 条 開票は投票期間終了後速やかに行われ、選挙結果は速やかに当選者に通知される。

2 選挙結果は総会で報告され、承認を得る。

第 17 条 役員を選出に当たって、規約および本細則に定めのない事項については、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

附則

本細則は 2008 年 10 月 30 日から実施する。

本細則は 2012 年 4 月 19 日から実施する。

## 【提案事項 2】

### ②平成 25 年度事業計画について

平成 25 年度事業計画について、5 月 22 日に事務局から理事会へ ML で提案を依頼したところ、以下の提案があった。

#### 1. 沖縄リーフチェック研究会

- ・今年度は日本サンゴ礁学会大会が 12 月に（2 年に 1 度は沖縄で開催）恩納村で開催されるので、何かコラボできないか？
- ・沖縄県自然保護課で企画している生物多様性まつりの一環として何かできないか。写真展、フィールド観察、シンポなど。

#### 2. エコガイドカフェ

- ・平成 24 年度に実施できなかったサンゴ礁保全活動実践交流会の実施
- ＜提案名＞オニヒトデ対策部会の設置と活動
- ＜提案内容＞
- ・部会メンバーの募集（会員、非会員）
  - ・年 1 ～ 3 回の現地活動体験交流  
（本島および周辺離島／宮古島／八重山）
  - \*他地域の活動を体験して学び、自活動の改善に役立てる。
  - ・オニヒトデ対策学習会の開催  
サンゴ礁の棲み込み連鎖など。

→ （事務局から提案）

第 6 回総会までに具体的な案をまとめるには余裕がないため、総会での事業報告ではサンゴ礁保全活動実践交流会とし、理事、会員などからアンケートなどで意見を収集し活動内容を決定したい。予算については、平成 25 年度予算案のとおりとし、その範囲で実施する。

## 【提案事項 3】

助成申請の審査方針についての提案は、理事会の議事「(5) 平成 25 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業」で取り扱いたい。



## 第 6 回沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

平成 24 年 6 月 16 日（日） 15:00～17:00

場所：沖縄大学 2 号館 2-306 教室

### 議 事 次 第 （案）

司会：

1. 開会挨拶（会長 中野）
2. 議長選出（司会）
3. 総会成立の確認（事務局より会員数、出席者、委任状等による成立要件の報告）（議長）
4. 議事録署名人選出（議長）
5. 議事（議長）
  - 第 1 号議案（平成 24 年度事業報告）（事務局）
  - 第 2 号議案（平成 24 年収支決算報告）（事務局）（監査報告 監査役）
  - 第 3 号議案（平成 25 年度事業計画(案)）（事務局）
  - 第 4 号議案（平成 25 年度収支予算（案））（事務局）
  - 第 5 号議案（規約改正）（事務局）
  - 第 6 号議案（その他）
6. 閉会（司会）



## 第6回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 平成24年6月16日(日)15:00～17:00

会場 沖縄大学2号館2-306教室

— 議案書 (案) —

## 第1号議案 平成24年度活動報告

平成24年度は下記の内容について活動を実施した。

### (1) 理事会及び総会の開催

第10回理事会 (2012年5月16日、沖縄県庁 4階 第3会議室)

第11回理事会 (2012年6月17日、沖縄大学 2号館 2-306号室)

資料や議事録は協議会のホームページをご覧ください。

<http://coralreefconservation.web.fc2.com/about/rijikai.html>

### (2) 第4回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施 (環境フェアへの出展)

### (3) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業

### (4) 後援、共催、協賛

後援:

2012年12月13日 (一般財団法人沖縄美ら島財団)

「海洋博研究センター サンゴシンポジウム サンゴの移植  
(7)ー環境影響緩和策としてのサンゴの移植・移設ー」

2012年3月21日 (一般財団法人沖縄美ら島財団)

～24日 「海洋博研究センター サンゴの分類と同定 2013」

2013年4月13日 (日本自然保護協会、北限のジュゴン調査チーム・ザン)

「砂浜のはなし」

共催:

2012年11月22日 (日本サンゴ礁学会 サンゴ礁保全委員会)

日本サンゴ礁学会第15回大会 自由集会②「国内のサンゴ  
群集モニタリング:サンゴ礁保全への意志決定支援ツールと  
しての活用

2013年3月6日 (沖縄県)

サンゴ礁保全再生事業シンポジウム「めざせ!ちゅら 2013  
島人が取り組むサンゴ礁の保全・再生ー」

### (5) ホームページの維持管理

### (6) その他

サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業平  
成24年度採択団体伝達式、活動報告会

平成24年度活動計画に挙げていたサンゴ礁保全活動実践交流会、サンゴの日パネル展は実施できなかった。

## 第2号議案 平成24年度収支決算報告

平成24年4月1日～平成25年3月31日までの決算は下記のとおりでした。

	一般会計	サウジアラムコ基金	total
前年度繰越金	934,423	10,477,433	11,411,856
収入	122,563	57,443	180,006
支出	589,192	2,012,473	2,601,665
口座の移動	1,000,000	-1,000,000	-
次年度繰越金	1,467,794	7,522,403	8,990,197

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金	total
1) 寄付	100,000	0	100,000
2) 助成金	22,427	-	22,427
3) その他	0	55,870	55,870
4) 預金利息	136	1,573	1,709
5) 口座の移動	1,000,000	0	-
	<b>収入合計</b>		<b>180,006</b>

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金	total
1) 活動費	26,552	4,410	30,962
2) 会議費	0	-	-
3) 旅費	146,900	-	146,900
4) 通信費	10,200	-	10,200
5) 雑費	2,340	-	2,340
6) 委託費	403,200	-	403,200
7) 協賛金	0	-	-
8) 助成金	0	2,008,063	2,008,063
9) 口座の移動	0	1,000,000	-
	<b>支出合計</b>		<b>2,601,665</b>

- ・収入及び支出の「口座の移動」は、実質的な収入・支出ではないので、最終的な合計には加算していない。
- ・第4回総会で、サウジアラムコからの寄付金を特別会計としてはどうかという意見があったが、事務局の運営費やサウジアラムコ以外からの寄付金の受け皿として活用したいため、一般会計とすることが了承されている。会計報告では、資金の流れが明確になるように、サウジアラムコからの寄付については、「サウジアラムコ基金」として、分けて記載している。

・収入詳細

- 1) 寄付：民主党サンゴの党から寄付
- 2) 助成金：アジェンダ 21 助成金
- 3) その他：牧野さん助成金返還

・支出詳細

- 1) 活動費：イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料
- 3) 旅費：理事会、審査会旅費
- 4) 通信費：会員への資料送付、イメージ展賞品送付
- 5) 雑費：アラムコ祝電、残高証明
- 6) 委託費：沖縄県環境科学センターへの事務委託費
- 8) 助成金：
  - 助成金支出内訳

平成 23 年度助成事業

	助成額	概算払	精算払い	合計
NPO法人読山原	400,000	200,000	158,063	358,063
NPO法人海洋情報技術センター	400,000	-	400,000	400,000
ニライ地区のサンゴを見守る会	600,000	300,000		
牧野さん	500,000	250,000	-55,870	194,130

「NPO 法人読山原」、「ニライ地区のサンゴを見守る会」の概算払は平成 23 年度に支払い。

平成 24 年度助成事業

	助成額	概算払	精算払い	合計
NPO法人 マングローブEEクラブ	700,000			
NPO法人 海の自然史研究所	800,000	400,000		
NPO法人INO	800,000	800,000		

平成 25 年度支出予定

ニライ地区のサンゴを見守る会	300,000
NPO法人 マングローブEEクラブ	700,000
NPO法人 海の自然史研究所	400,000
合計	1,400,000

### 第3号議案 平成25年度事業計画(案)

平成25年4月1日～平成26年3月31日までの活動(案)を下記のとおり提案します。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第5回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施(環境フェアへの出展)
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴの日パネル展
- (6) ホームページの維持管理
- (7) 後援、共催、協賛
- (8) その他活動に必要な事項

#### 第4号議案 平成25年度収支予算(案)

平成25年4月1日～平成26年3月31日までの予算(案)は下記のとおり提案します。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付	100,000	-
2) その他助成金等	100,000	-
3) 口座の移動	1,000,000	-1,000,000
<b>小計</b>	<b>200,000</b>	<b>-</b>
<b>収入合計</b>		<b>200,000</b>

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	160,000	4,000
サンゴ礁コンテスト	(50,000)	
アジェンダ21会費	(5,000)	
環境フェア出展費用等	(5,000)	
サンゴ礁保全活動実践交流会	(100,000)	
2) 会議費	50,000	
3) 旅費	500,000	
事会旅費	(400,000)	
シンポジウム等旅費	(100,000)	
4) 通信費	10,000	
5) 雑費	10,000	
6) 委託費	500,000	
事務委託費	(500,000)	
7) 協賛金		
8) 助成金		4,400,000
平成23年度助成事業		(300,000)
平成24年度助成事業		(1,100,000)
平成25年度助成事業		(3,000,000)
8) 助成金		
<b>小計</b>	<b>1,230,000</b>	<b>4,404,000</b>
<b>支出合計</b>		<b>5,634,000</b>



## **第5号議案 規約の改正?**

(第12回理事会の結果をふまえ、規約の改正についての内容を記入します)

## **第6号議案 その他**

## (1) 平成 24 年度活動実施状況

### ①第 4 回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）

平成 24 年 11 月 4 日、名護市民会館前広場にて「アジェンダ 21 県民環境フェア」が実施され、当協議会も環境フェアにエントリーし、「第 4 回わたしのサンゴ礁イメージ展」を実施した。わたしのサンゴ礁イメージ展では、応募作品の中から、絵画の部より、優秀賞 1 点、特別賞 2 点、写真の部から優秀賞 1 点を選び、後日、表彰した。



写真 1. 絵画展の様子



写真 2. 絵画の部作品（左から優秀賞、特別賞）



写真 3. 絵画の部作品（特別賞）



写真 4. 写真の部作品（優秀賞）

## ②サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業伝達式

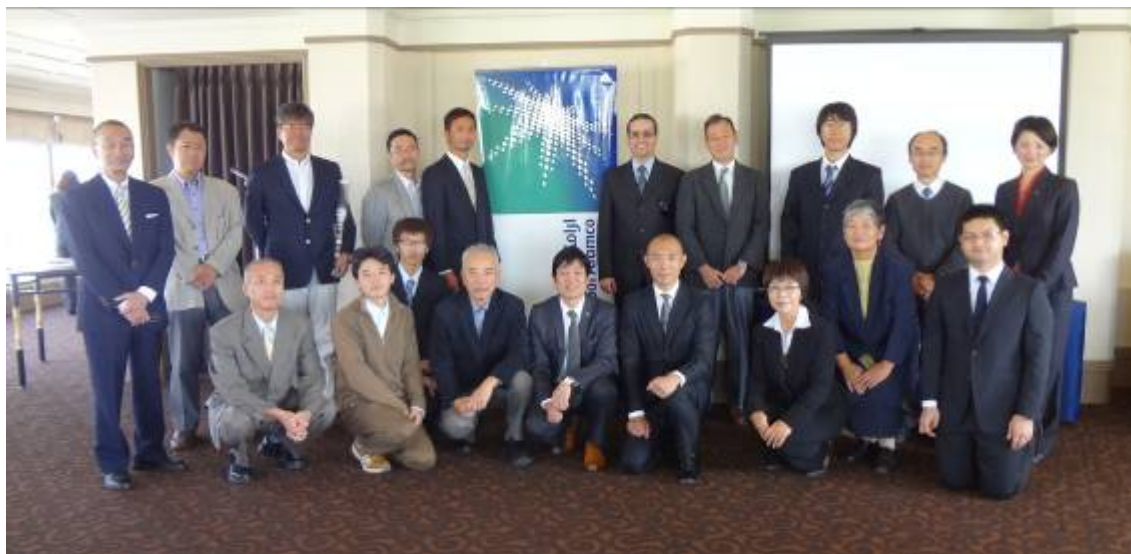
平成 24 年 12 月 6 日に「平成 24 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業採択団体伝達式」を開催しました。伝達式では、平成 23 年度助成事業の採択団体からの報告などを行いました。



NPO 法人 INO の柳田さんによる報告  
(H24 採択団体)



マングローブ EE クラブ平川さん(H24 採択団体)、  
左)中野会長 右)アラムコアアジアジャパン代表取締役



・平成 24 年度助成事業伝達式集合写真

## (6) 平成 25 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業

### ①各種要領と要綱

平成 25 年度助成事業を実施するにあたり、実施要綱、各種要領は平成 24 年度と同様とする。ただし、本理事会にて提案があれば変更を加え、改訂後の要綱、要領にて事業を実施する。

#### 要点

- ・平成 25 年度予算総額（300 万円）
- ・助成事業の委託先
- ・助成申請の審査方針について提案があったため、審査要領を大きく修正した。

# 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業実施要綱

## (目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うこと」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体または個人への助成事業を実施する。

## (助成対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる次の内容とする。

- (1) 攪乱要因の除去活動
- (2) サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動
- (3) 調査研究・モニタリング
- (4) その他サンゴ礁の保全に関すること など

## (助成対象)

第3条 助成対象は、次の条件を満たす団体・個人でなければならない。

- (1) 協議会の趣旨に賛同していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

## (助成事業の手続き等)

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

## (普及広報)

第5条 助成対象者は、助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めるものとする。

- 2 活動実施後、協議会活動交流会等において、活動報告を行うこと。

## (助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

- (1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理
- (2) 本助成事業の出納管理等の会計事務

- (3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応
- (4) 本助成事業業務に関する申請受付の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ
- (5) その他、本助成事業の実施に関する業務

(審査会)

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、審査会を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

- 2 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。
- 3 審査会は、第4条により提出された助成申請書等について審査（必要に応じて申請者に対しヒアリング）を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- 4 審査会で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。

(助成対象の決定等)

第8条 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を助成審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項による助成審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は、別に定める要領等に従うものとする。

(活動費等の変更)

第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に助成活動変更承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。

- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、助成対象活動変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成対象活動の実施確認)

第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査等により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成活動実績報告書（第5号様式）に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。

- 2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 助成活動実績報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知する。

- 2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書(第7号様式)により、助成金の返還を命じることができる。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

# 平成 25 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領

## 1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

## 2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

## 3. 支援対象経費の内容

・本助成に係る対象経費は、非営利な活動内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費や飲食、菓子代などは対象外とします。

例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費、備品など。

## 4. 事業実施

(1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第 2 号様式）が届いてから開始すること。

(2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。

(3) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

(4) 活動内容の変更等については、前もって協議会の承認を受けること。

## 5. 実績報告等

(1) 活動終了時には、実績報告書（第 5 号様式）を提出すること。

(2) 実績報告書には、領収書等の関係書類を添付すること。

(3) 上記の提出期日は、事業終了後 2 ヶ月以内。

(4) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。

## 6. 助成金の確定

助成活動実績報告書（第 5 号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 6 号様式）により助成対象者に通知します。

## 7. 助成金の交付

(1) 助成が確定した段階で、助成額の半額を上限に、請求に基づき概算払いをすることができます。事業の実施上全額が必要な場合は、事務局にご相談下さい。

(2) 精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。



# 平成 25 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

## 1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

## 2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

## 3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるもの
- ・団体等の運営に係る人件費、飲食・菓子代などは不可。

## 4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

## 5 予算及び採択団体または個人

- ・平成 25 年度予算総額 \*\*\* 万円
- ・5～10 団体への助成を予定
- ・平成 25 年度予算総額から採択団体に分配

## 6 事業実施期間

決定の日から 1 年間

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

#### ① 必須書類

- ・ 助成申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意）

#### ② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

### (2) 問い合わせ及び提出先

\*\*\*委託先が決定次第\*\*\*

### (3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

### (4) 提出期限

平成 25 年\*\*月\*\*日必着

## 8 提案事業の決定について

### (1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

### (2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（計画の実現性、斬新さ、計画の妥当性、継続性、効果、緊急度）と、活動内容と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

## 9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。

## サンゴ移植活動審査基準

1. サンゴ移植の目的が明確であり、たんなる集客目的のイベントになっていないこと。
2. 移植に用いるサンゴは、当該地域の関係法令規則に基づいて採捕され由来のはっきりしたものを使っている。
  - a. 試験研究の場合は特別採捕許可を受けている。
  - b. サンゴ移植活動の場合は、正規の手続きに従い採捕・養殖された種苗を用いている。
3. サンゴ礁生態系の遺伝的攪乱に配慮している。
  - a. 海外産のサンゴでない。
  - b. 移植先の海域からできるだけ近い海域のサンゴを使用している。
4. 地域の漁業協同組合などと調整し、理解を得ている。
5. 以下の項目などを考慮して移植場所を選定している。
  - a. サンゴ幼生の自然加入が少ない。
  - b. 赤土や過剰な栄養塩などの影響が少ない。
  - c. 移植するサンゴが元々生息していた環境と似た環境（水深，流れ，波当たり等）。
  - d. 高水温になりにくい環境（流れ，水深など）。
  - e. 移植時点で周囲にオニヒトデが少ない。
  - f. 移植したサンゴが，将来，幼生の供給源となる可能性がある。
  - g. 移植先の元の環境に配慮している。
6. 移植後のモニタリング（生存率や成長など）が計画されている。
7. 移植後の管理計画（海藻類の除去，オニヒトデ・魚類等の食害生物対策など）が組まれている。
8. サンゴ礁保全の普及啓発・広報（活動の経過・結果・成果など）が含まれている。

なお、より詳細な情報につきましては、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を参考にしてください。

< <http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf> >

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「平成 25 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

### 1. 審査員について

- (1) 審査会の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査員は評価に加わらない。

### 2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

### 3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。
  - ①申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査に必要な書類を審査員へ送付する。
  - ②審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、別途定める（4. 審査項目）審査項目について評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
  - ③事務局は評価委員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
  - ④審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
  - ⑤審査については以下のとおり行うこととする。
    - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
    - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
    - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
    - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
    - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

#### 4. 審査項目

(1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。

(2) 評価項目は次の通りとする。

- ①計画の妥当性
- ②事業の必要性
- ③事業の実現可能性
- ④事業の保全効果
- ⑤事業の安全性
- ⑥経費の妥当性
- ⑦事業の遵法性
- ⑧その他特記事項

(3) 審査員は各評価項目について5段階（優れたものから5，4，3，2，1）評価を行う。

#### 5. 助成対象の決定について

(1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。

(2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

## 参考：沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「平成 24 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

### 1. 審査の基本的な考え方

- (1) 配点は、A（より優れている）、B（優れている）、C（劣っている）の3段階で評価する。
- (2) 各審査員において、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- (3) 審査員全員が集まり、各審査員が評価した審査結果をもとに、最終的に、審査会として、助成対象活動に相応しいものを選定する。

### 2. 各項目の審査の基準

#### (1) 協議会の趣旨や基本理念について

- ① サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を十分理解したうえで、総合的なサンゴ礁保全の推進、多様な主体の連携、地域のサンゴ礁保全への支援など、協議会の趣旨、理念に沿っているか。
- ② 審査会がサンゴ礁保全に結びつかないと判断した申請は認めない。

#### (2) 活動内容について

- ① 提案内容の実現性
- ② 技術的な面などから、事業を行うことができるか。
- ③ 予算的（特に収入）な面から、事業の執行が可能か。など

#### (3) 提案内容の斬新性

- ① 従来のサンゴ礁保全活動についての議論を踏まえ、合理的かつ新しい取り組みとなっているか。など

#### (4) 計画の妥当性

- ① 期間内に事業を行うことあるいは実効を伴った段階に進めることができるか。
- ② 全体計画の工程等について、実施手順や手法に具体性があるか。など

#### (5) 活動の継続性

- ① 次年度以降も持続的な活動が可能であり、また、発展性があるか。など

#### (6) サンゴ礁保全に対する効果

- ① この事業を行うことによって、どのような効果がえられるか。など

#### (7) 緊急度

- ① この事業の実施の有無で、サンゴ礁へ深刻な影響を与える可能性があるか。など

(8)これまでの活動実績

- ①過去に行ったサンゴ礁保全活動の内容が適切なものであったか
- ②過去の実績がない（この助成事業を契機として、今後、サンゴ礁保全活動にとりくむなど）場合は、C（劣っている）と評価する。など

(9)活動内容と予算の妥当性

- ①予算の内容が、申請を行う活動の内容に密接に関わっているか。
- ②事業の実行のための収入の確保の確実性
- ③予算の項目が細かく整理されているか。
- ④会計上大きな問題があるものや営利活動を目的とした申請は認めない。など

## ②平成 25 年度助成事業スケジュール

助成金の募集スケジュールは、昨年度助成事業のスケジュールと同様に設定しました。今年度の助成の実施期間も、決定の日から 1 年間とします。

助成に関するスケジュール（案）

6 月 20 日：募集開始

7 月 22 日：募集〆切

8 月：審査会

8 月中：理事会での承認、選定結果発表

10 月：伝達式（サウジアラムコと調整の上、日程を決定したい）

## ③審査会メンバー

審査員候補は次の分野から選出する。

- ・ 専門家
- ・ 行政関係
- ・ 広く県内現場情報を把握している人

審査員候補（理事）

- ・ 西平守孝
- ・ 小口陽介（環境省那覇自然環境事務所）
- ・ 富永千尋（沖縄県環境部生活自然保護課）
- ・ 権田雅之（WWF ジャパン）
- ・ 案納昭則（NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会）
- ・ 後藤亜樹

上記の候補者は、H24 年度の審査員を中心に候補としてあげております。



平成 22 年 8 月 19 日

会員各位

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

会長 西平守孝

## 第 3 回交流会のご案内

拝啓 新緑の候、貴行ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

さて、この度本協議会では、第 3 回総会の開催に伴い、下記のとおり交流会を開催することになりました。日頃ご活躍の皆様の、活動の紹介やサンゴ礁保全についての情報・意見交換の場としてご利用ください。皆様のご参加をお待ちしています。

ご多忙中恐縮ではございますが、是非ご来場頂きたく、ご案内申し上げます。 敬具

### 記

1. 日時 平成 22 年 9 月 19 日 (日) 15:20~16:30

2. 場所 沖縄大学 2 号館 2-305 教室 沖縄県那覇市字国場 555 番地

3. 内容

#### ①活動交流会

##### \*活動交流会の展示について

サンゴ礁保全に関連した取り組みなど、パネルやポスターの展示ができるスペースを用意いたします。パネルやポスターなど各自でご準備頂き、活動の紹介や宣伝あるいは情報交換にご利用ください。ご希望の方は事務局までご連絡ください。詳しくは裏面の活動交流会開催要領をご覧ください。

#### ②意見交換会

展示会とあわせて、会員間の情報交換のための意見交換会を行います。どなたでも参加できますので (当日参加者名簿に記入)、事前の登録は不要です。

4. その他

当日は、大学内の駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、なるべく最寄りの公共交通機関をご利用下さい。

## 5. 活動交流会開催要領

- ・サンゴ礁保全に参加したい、協力したい、支援したい個人や団体が誰でも参加可能です。
- ・無料です
- ・ご利用頂ける設備は、パネルボードと長テーブルです。
- ・ボードの大きさは、およそ縦 180cm x 横 90cm で、原則として1団体（個人）あたり1面をご使用ください。必要があれば、配布資料を置ける会議室用長テーブルを用意します。机を利用してパソコンによるプレゼンテーション、チラシや名刺等を置くことも可能です。
- ・水や生体を扱う展示は不可とします。
- ・主催者側で準備するものは、画鋏、両面テープ、紐、はさみ、カッター、延長コード、パネル、ボード、長机、椅子、掲示用名札等です。
- ・ポスターまたは配布物の設置および撤収は、参加者ご自身で責任をもって行ってください。但し、設置は当日 11 時 00 分から 12 時まで、撤収は当日 16 時 30 分から 17 時 00 分までの間で完了してください。
- ・希望者は以下の内容 (A-F) を下記お申し込み・お問い合わせ先までお知らせください。当日まで受け付けますが、できるだけは早めにご連絡頂ければ幸いです。追って、事務局より開場案内等の連絡を致します。

A 担当者名

B 団体名

C 連絡先 (Tel 、 Fax 、 E-mail)

D 発表内容 (タイトルと大まかな内容)

E 設備 (以下の設備の使用または不使用に丸を付けてください)

ボードの使用について：使用 (枚数)、不使用

長机の使用について：使用 (1 台のみ)、不使用

電源の使用について：使用 (1 コンセントのみ)、不使用

F その他の要望又は質問(可能な限り対応いたします)

事務局連絡先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県文化環境部自然保護課 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会事務局

TEL：098-866-2243, FAX：098-866-2240

E-mail：coralreefs@okikanka.or.jp